

## 視点3

**高齢化や人口減少の中でも持続可能な制度としていく**

**～給付と負担のバランス～**

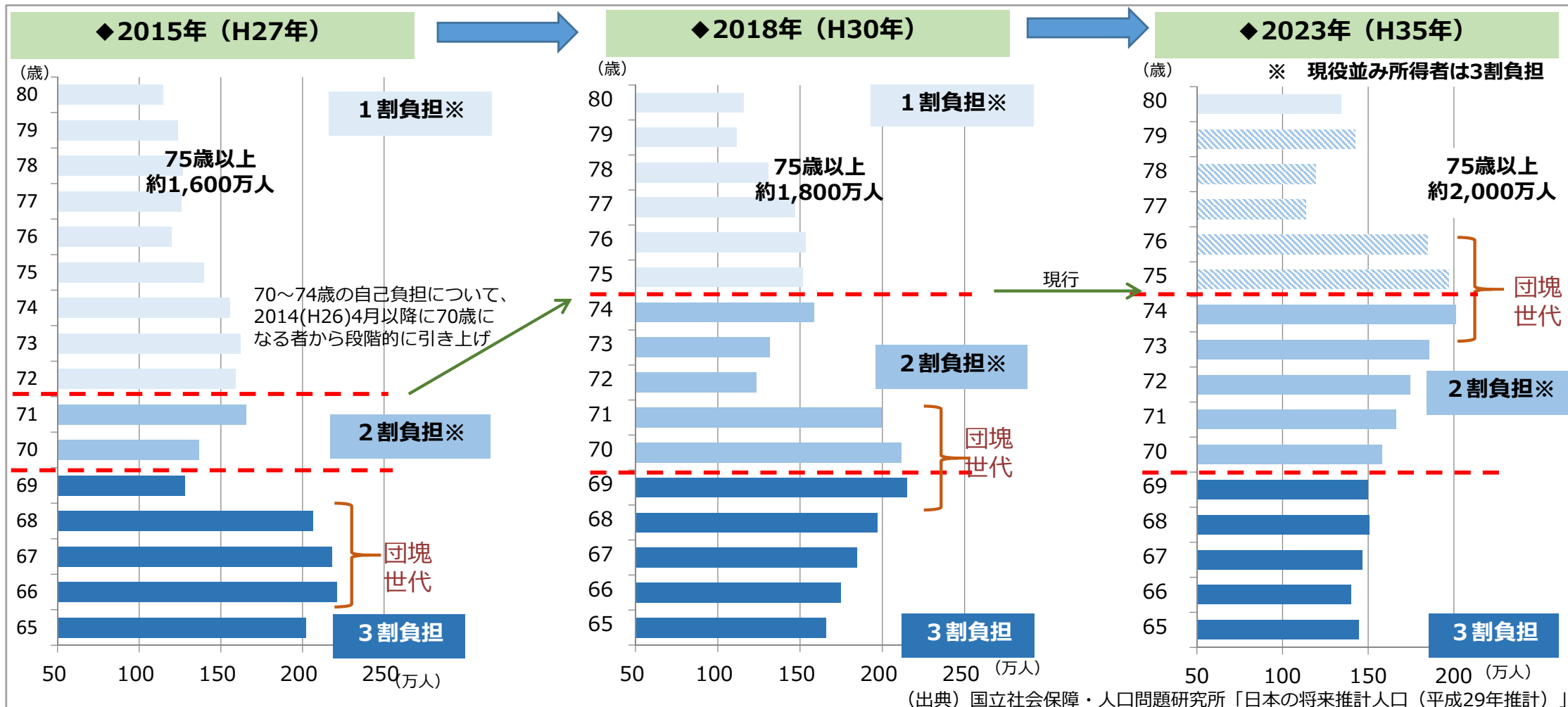
- **年齢ではなく能力に応じた負担**
- **人口減少下の医療費増加に対しても  
制度の持続可能性を担保**

# 医療保険における後期高齢者の窓口負担の在り方

19

## 【論点】

- 後期高齢者の定率の窓口負担は、現役世代よりも低い1割に軽減されている。他方、後期高齢者の人口は毎年増加。
- 2022年から団塊の世代が後期高齢者になり始めるが、現行制度の下では2割負担から1割負担に引き下がることになる。



## 【改革の方向性】（案）

- 後期高齢者数や医療費が毎年増加し、これを支える現役世代の保険料や税の負担が重くなっていく中、世代間の公平性や制度の持続可能性を確保していく観点から、まずは75歳以上の後期高齢者の自己負担について2割負担とすべき。
- その際、現在70歳～74歳について段階的に実施している自己負担割合の2割への引き上げと同様に、75歳到達後も自己負担割合を2割のままとすることに加えて、すでに後期高齢者となっている者についても、数年かけて段階的に2割負担に引き上げるべき。

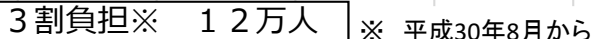
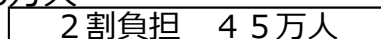
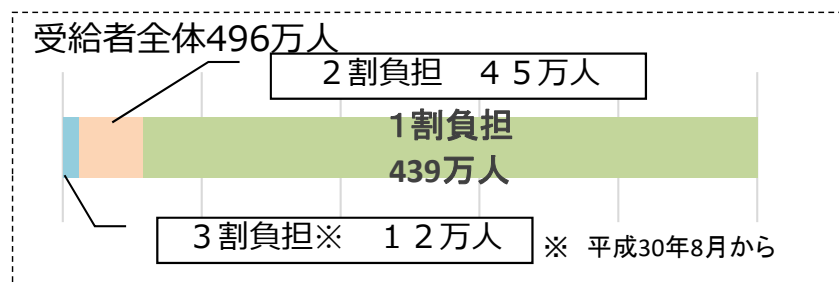
【論点】

- 介護保険の財源構造は、所得の高い者を除き基本的に1割の利用者負担を求めた上で、残りの給付費を公費と保険料で半分ずつ負担する構造であり、保険料は65歳以上の者（1号被保険者）と40～64歳の者（2号被保険者）により負担されている。
- また、65歳以上の者の要介護認定率は2割弱であり、介護サービスを実際に利用している者と保険料のみを負担している者が存在。
- 今後、介護費用は経済の伸びを超えて大幅に増加することが見込まれる中で、若年者の保険料負担の伸びの抑制や、高齢者間でのサービス利用者と保険料負担との均衡を図ることが必要。

- また、65歳以上の者の要介護認定率は2割弱であり、介護サービスを実際に利用している者と保険料のみを負担している者が存在。

- 今後、介護費用は経済の伸びを超えて大幅に増加することが見込まれる中で、若年者の保険料負担の伸びの抑制や、高齢者間でのサービス利用者と保険料負担との均衡を図ることが必要。

## 【介護保険の費用の内訳】



利用者負担 0.8兆円 (7.5%)

1号保険料  
2.3兆円  
(21.1%)

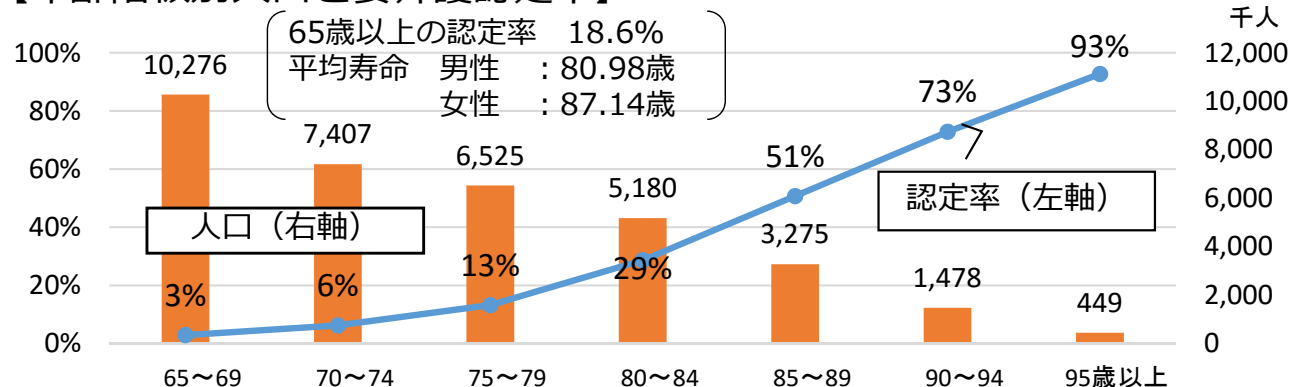
2号保険料  
2.3兆円  
(20.9%)

公費  
5.6兆円  
(50.5%)

介護費用（11.1兆円）

(注)金額は平成30年度予算ベース。

### 【年齢階級別人口と要介護認定率】



平均壽命 男性 : 80.98歲

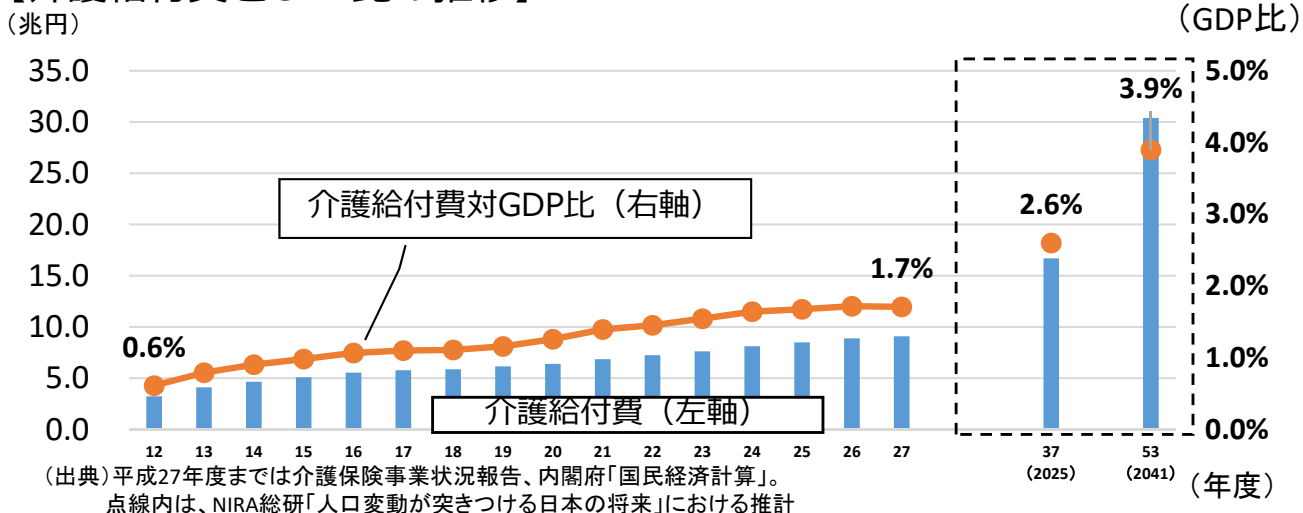
女性 : 87.14歲

人口（右軸）

認定率（左軸）

(出典)厚生労働省「介護給付費等実態調査(平成28年11月審査分)」、総務省「人口推計」(平成28年10月)

### 【介護給付費とGDP比の推移】



介護給付費対GDP比（右軸）

介護給付費（左軸）

(GDP比)

(出典)平成27年度までは介護保険事業状況報告、内閣府「国民経済計算」。  
点線内は、NIRA総研「人口変動が突きつける日本の将来」における推計

## 【改革の方向性】（案）

- 制度の持続可能性や給付と負担のバランスを確保する観点から、介護保険サービスの利用者負担を原則 2 割とするなど、段階的に引き上げていく必要。

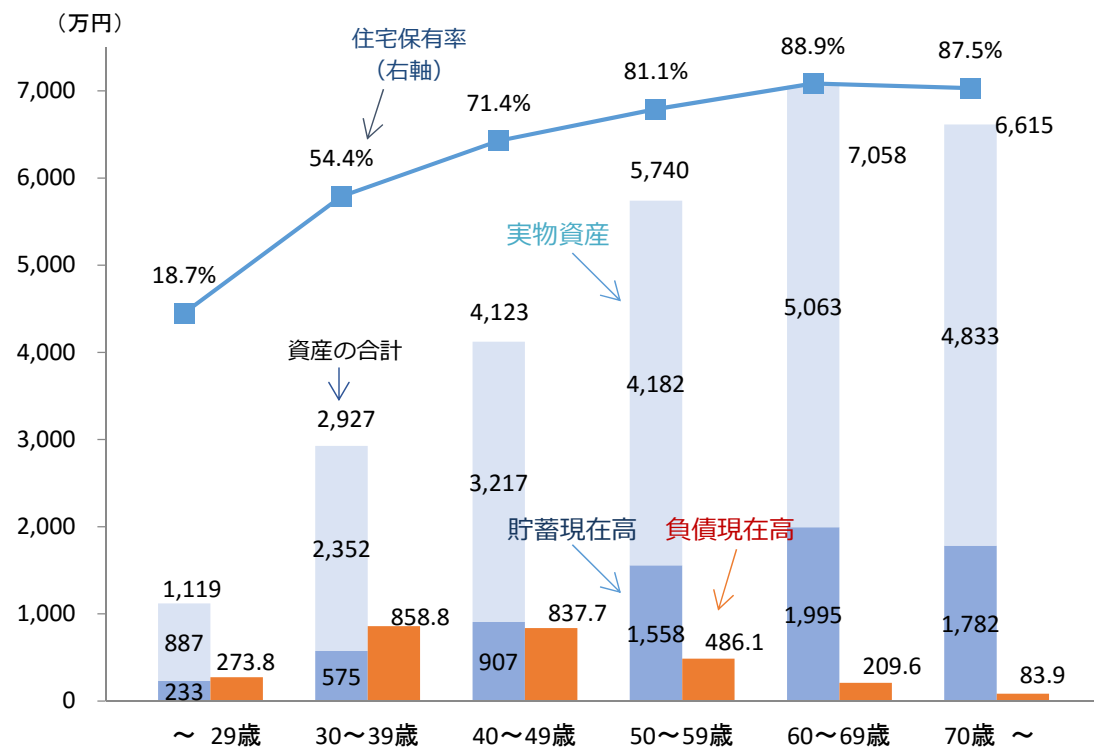
# 金融資産等を考慮に入れた負担を求める仕組みの医療保険への適用拡大

21

## 【論点】

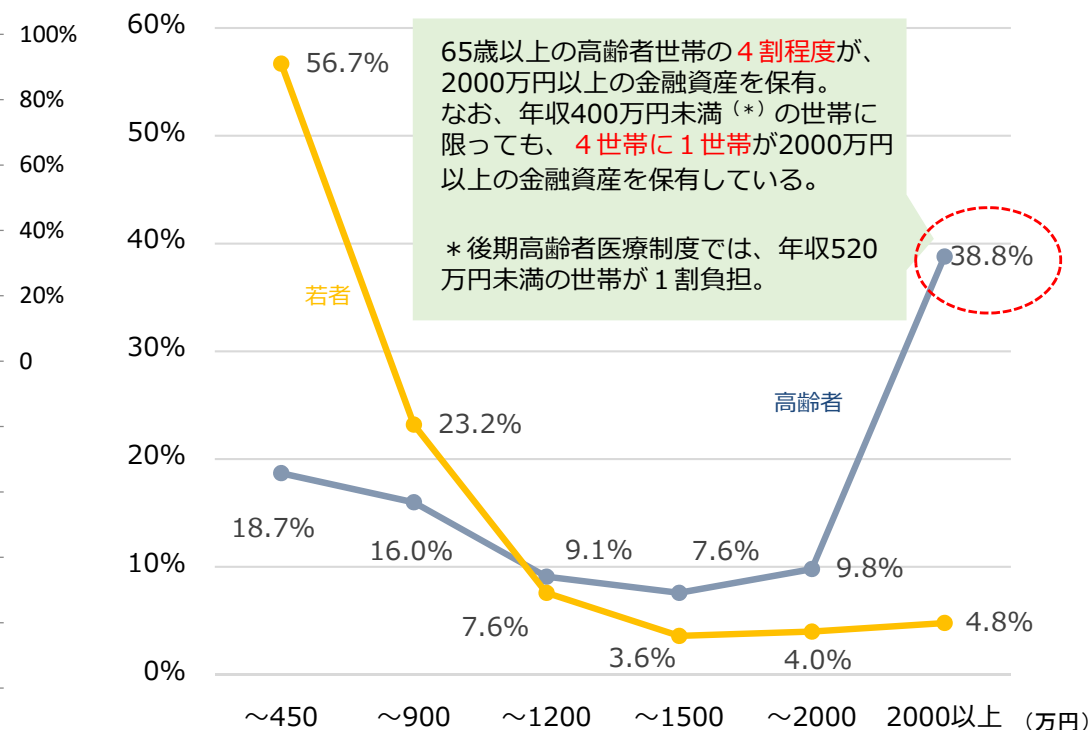
- 高齢者は、現役と比べて、平均的に所得水準は低い一方で、貯蓄現在高は高い。また、所得が低い高齢者の中にも相当の金融資産を保有するケースもある。しかし、（介護保険における補足給付を除き）高齢者の負担能力の判断に際し、預貯金等の金融資産は勘案されていない。
- 預金口座への任意付番・預金情報の照会を可能とする改正マイナンバー法が施行。

＜世帯主の年齢階級別資産残高＞



(出所) 総務省 平成26年全国消費実態調査。  
(注) 総世帯。資産の合計は、実物資産と貯蓄現在高の合計。

＜高齢者世帯・若者世帯の貯蓄現在高＞



(出所) 総務省 平成26年全国消費実態調査。  
(注) 高齢者は65歳以上の夫婦のみの世帯、若年は世帯主40歳未満の世帯。

## 【改革の方向性】（案）

- まずは、現行制度の下での取組として、入院時生活療養費等の負担能力の判定に際しても、補足給付と同様の仕組みを適用すべき。
- さらに、医療保険・介護保険における負担の在り方全般について、マイナンバーを活用して、所得のみならず、金融資産の保有状況も勘案して負担能力を判定するための具体的な制度設計について検討を進めていくべき。

## 【論点】

- 後期高齢者の自己負担は、「現役並み」（現役の平均）の所得水準を基準に、それ以上の所得があれば現役と同様3割負担、それ以下であれば1割負担とされ、高額療養費の負担限度額にも差が設けられている。
- しかしながら、実際の判定基準は、「現役並み」以上の所得があっても「現役並み」とは評価されない仕組みとなっており、相当の収入があっても後期高齢者であれば1割負担となる。
- 後期高齢者に占める「現役並み所得者」の割合は減少傾向であり、実効給付率の上昇の一因となっている。

## ◆ 3割負担等の対象（現役並み所得以上）の判定方法

- 要件① 世帯内に課税所得の額が145万円以上の被保険者がいる  
かつ  
要件② 世帯の被保険者全員の収入の合計額が520万円以上である。  
(世帯の被保険者が一人の場合は、383万円以上である。)

### 現役夫婦2人世帯

収入386万円以上  
(平均的収入以上)

夫の給与収入386万円

基礎控除 33万円  
給与所得控除 131万円  
配偶者控除 33万円  
社会保険料控除 44万円  
(控除額計 241万円)

課税所得 145万円以上

同水準

### 高齢夫婦2人世帯

収入520万円以上  
【要件②】

夫の給与収入240万円  
年金収入201万円  
妻の年金収入79万円

基礎控除 33万円  
給与所得控除 90万円  
配偶者控除 38万円  
社会保険料控除 14万円  
公的年金等控除 199万円  
(控除額計 374万円)  
※控除額が多額となるケース

課税所得 145万円以上  
【要件①】

### (具体例)

収入  
500万円

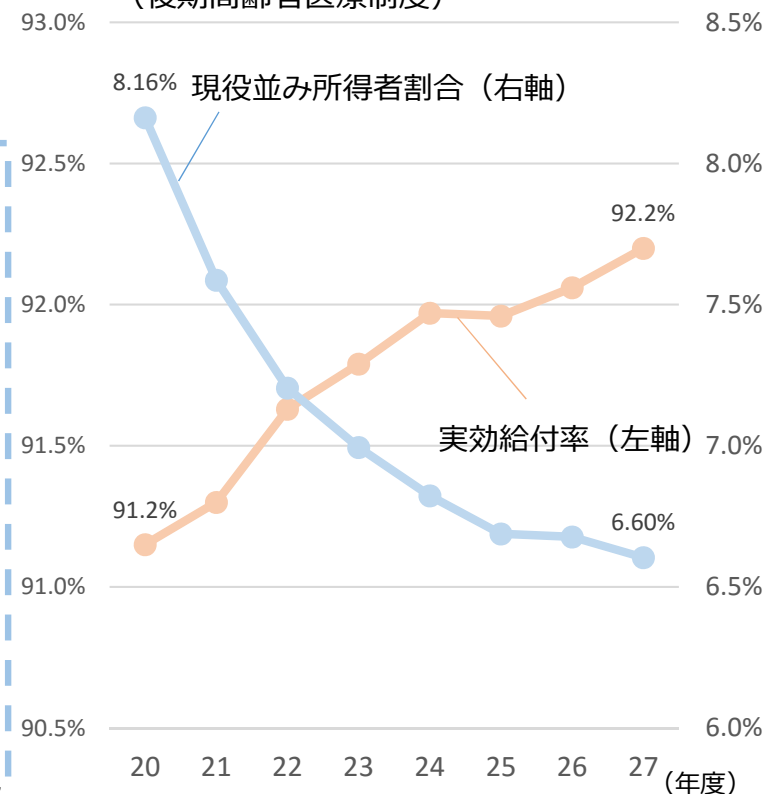
所得  
300万円

所得  
200万円

所得  
145万円

すべて「現役並み以下」= 1割負担

## ◆ 「現役並み所得者」割合と実効給付(後期高齢者医療制度)



(出典) 後期高齢者医療制度事業年報

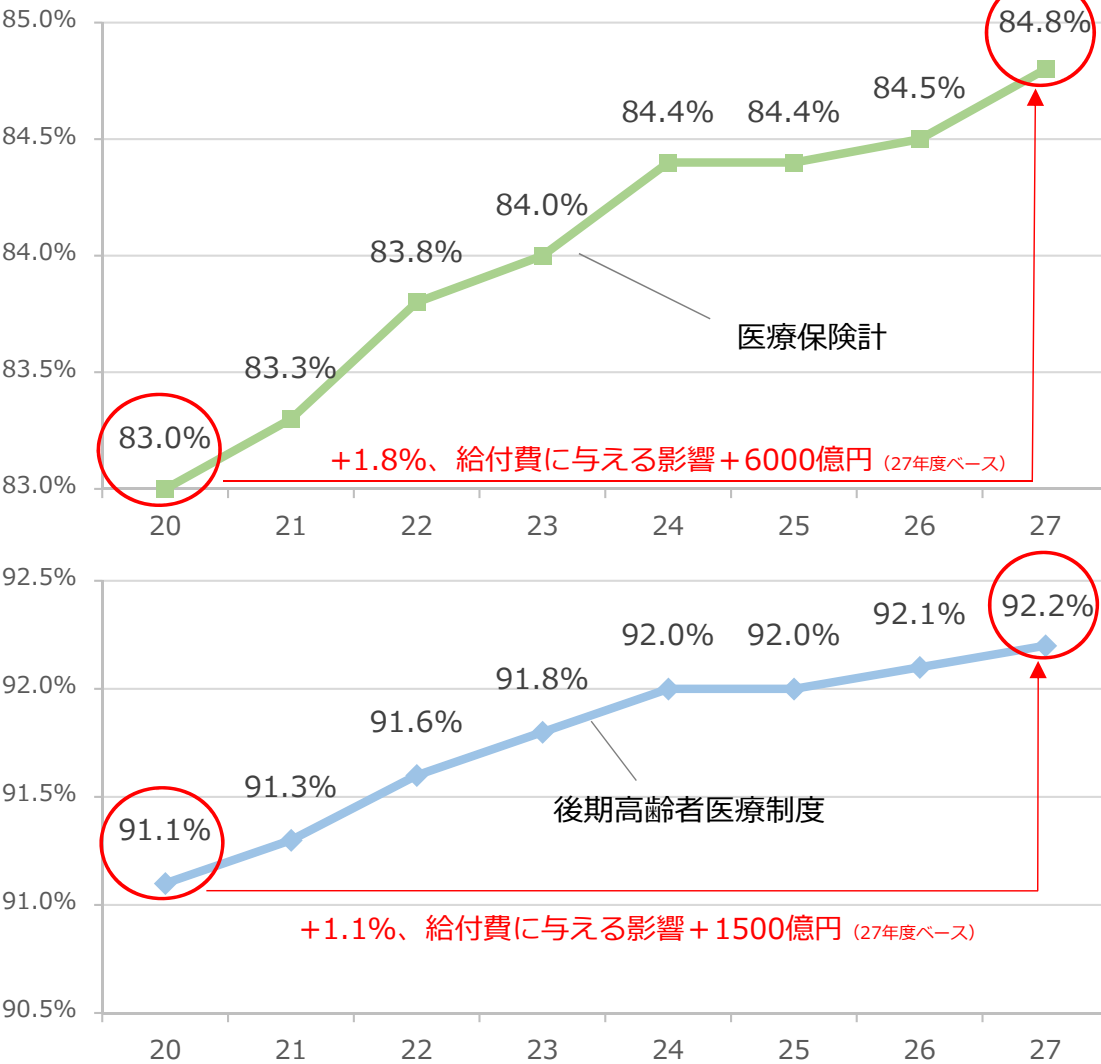
## 【改革の方向性】(案)

- 「現役並み所得者」の判定基準について、現役世代との公平性の観点から、見直しを行うべき。

## 【論点】

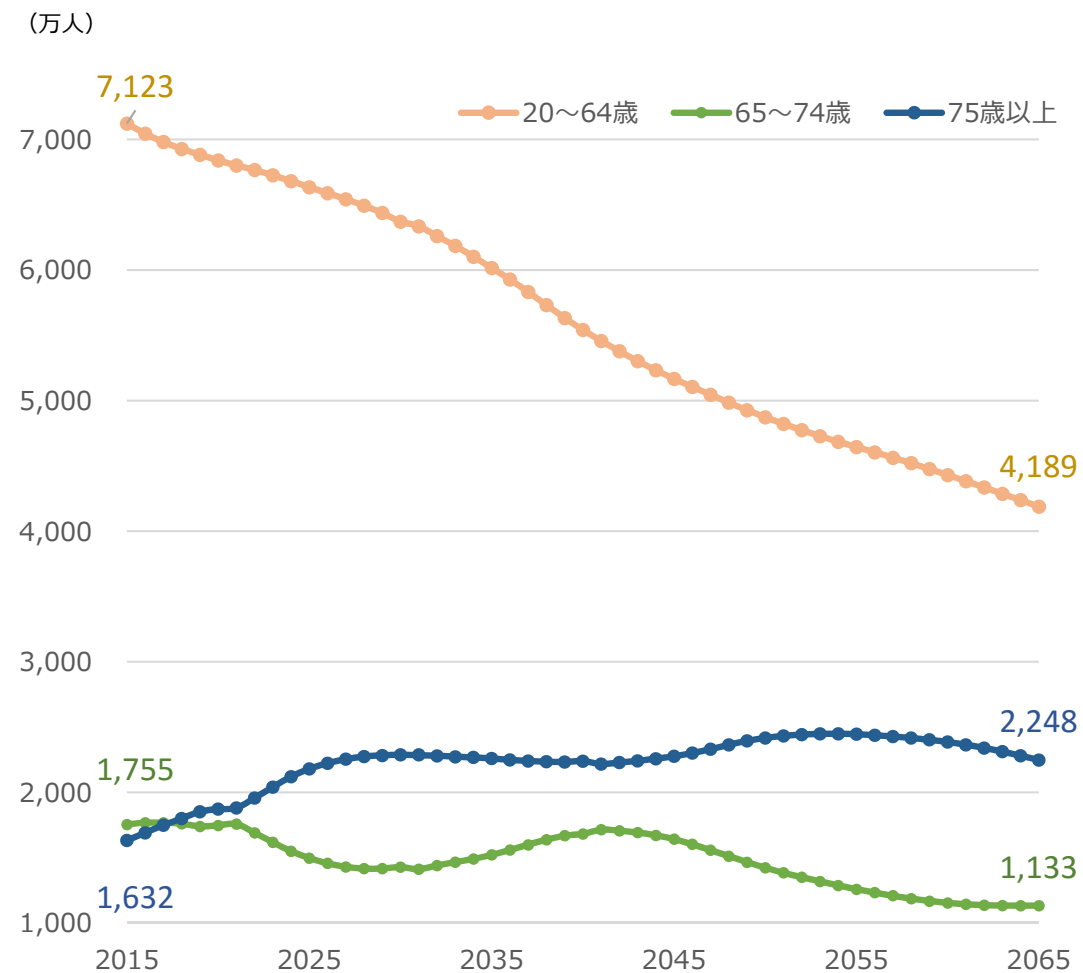
- 今後、現役世代の人口が急速に減少する一方で、医療費は増加し、実効給付率も上昇。医療費が支え手の負担能力を超えて増加した場合に給付率を見直すことで、制度の可能性を担保していく必要。

### ◆ 実効給付率の推移



(出所) 国民医療費の概況 (厚生労働省)

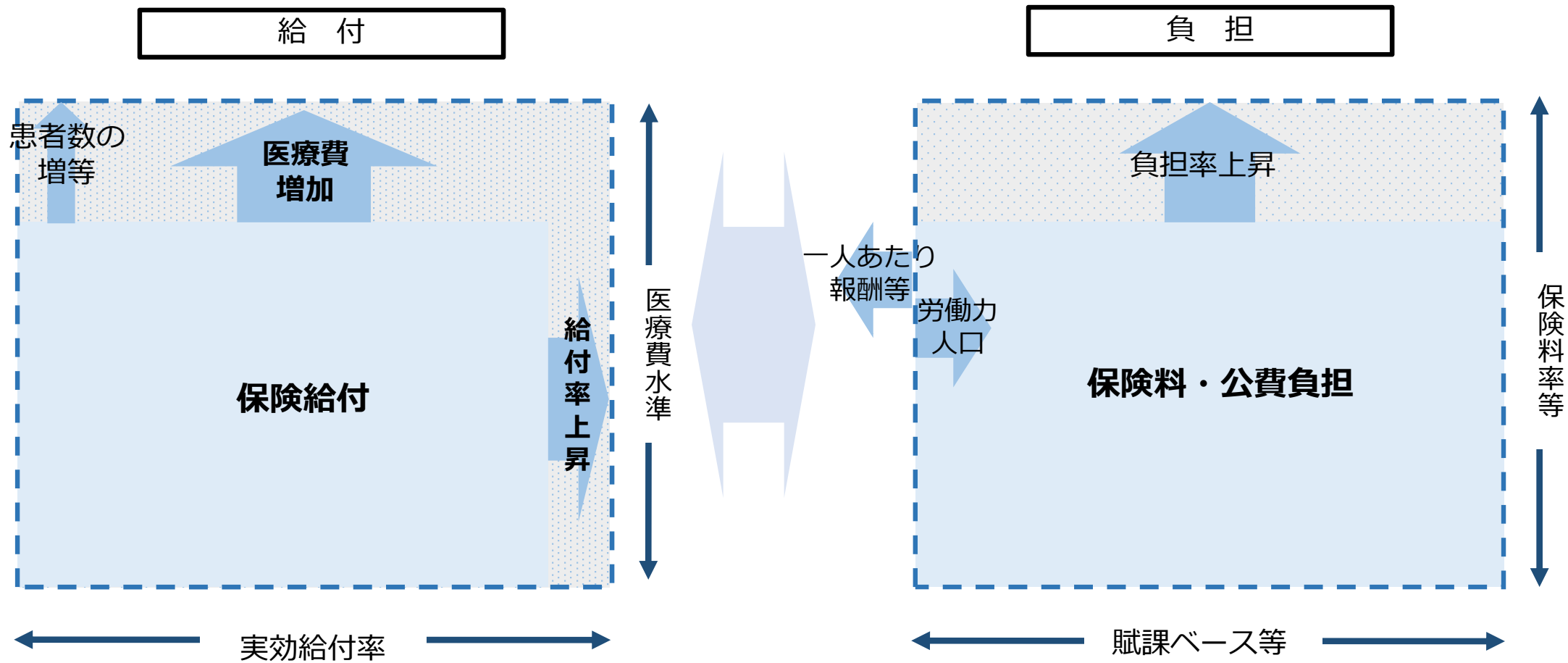
### ◆ 2065年までの人口の推移



(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口 (平成29年推計)」

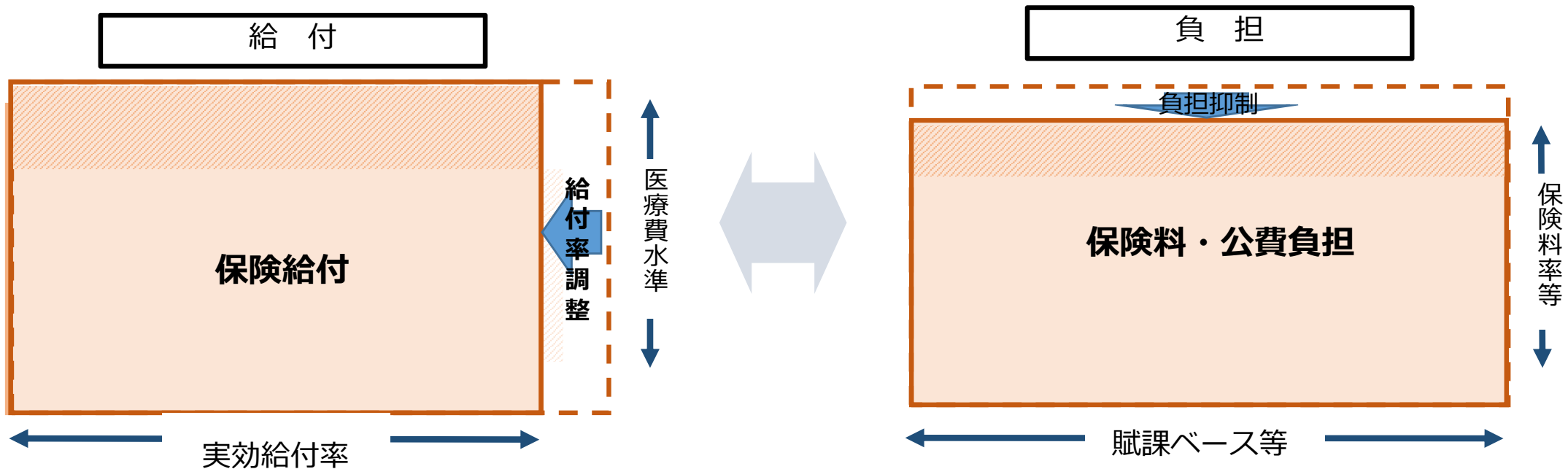
# 医療費の増加と支え手に対する影響

- ①高齡化・高度化による医療費増、②後期高齡者の増などによる実効給付率上昇により、医療給付費は増加。
- この負担を、今後大幅な減少が見込まれる支え手の負担率上昇で賄う必要。経済成長が進まない場合や、医療費が高騰する場合のリスクをすべて保険料・公費の負担者が負う仕組みとなっている。



自民党 財政再建に関する特命委員会  
財政構造のあり方検討小委員会 中間報告書  
(平成30年3月29日)

経済成長や人口動態を踏まえた被保険者の負担能力に応じて、患者への給付率の調整(定率・定額負担、負担上限、免責等)をルールに基づき定期的に行う仕組みを導入する。





## II. 年金

# 年金制度の現状と課題

## 16年改正後の年金制度の仕組み

- 平成16年改正においては、将来の現役世代の過重な負担を回避するとともに、公的年金としてふさわしい給付水準を確保するとの考え方の下、持続可能な年金制度の構築と信頼の確保に向けた改革を実施。
- 具体的には、
  - ① 基礎年金国庫負担を1/2に引上げ
  - ② 保険料について上限を固定した上で引上げ（厚生年金：18.3%、国民年金：16,900円）
  - ③ これらにより固定された財源の範囲内に収まるように給付水準を自動調整する仕組み（マクロ経済スライド）を導入を行い、5年ごとに年金財政の健全性を検証することとされた。

- ・ マクロ経済スライドは、「名目下限ルール」により、デフレ下では機能を発揮せず。
- ・ 給付水準の調整が遅れた結果、マクロ経済スライドによる調整期間が長期化。

社会・経済の変化や実態等を踏まえて、制度のファインチューニングを行う必要

- ・ 現行制度は、原則として20歳から60歳の40年間の保険料納付と65歳からの受給を予定。
- ・ 一方、この間、平均寿命は伸び、働く意欲のある高齢者も増加。老化は5～10年遅延との指摘も。

## より望ましい年金制度への改革に向けた視点（31年財政検証に向けて）

### 「世代間の公平性」の確保

～マクロ経済スライドの在り方～

- マクロ経済スライドについては、「名目下限」を維持しつつ、未調整分を翌年度以降の好況時に調整する仕組みを導入。
- 一方、低成長が続く場合、未調整分は解消せず、工夫の余地があるのではないか。

### 「多様な働き方」の受容

～短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大～

- 一定規模以上や労使の合意のある企業等において適用拡大を実施。
- 短時間労働者について、年金等の保障を厚くする観点から、更に適用拡大を進めるべきではないか。

### 「人生100年時代」への対応

～高齢期の職業生活の多様性に  
応じた年金受給の在り方～

- 働く意欲と能力のある高齢者の就労を促進し、将来の給付水準を確保するため、中長期的な国庫負担の水準に留意しつつ、支給開始年齢や保険料納付期間などについて見直すべきではないか。

### 「年齢」ではなく「能力」 に応じた給付と負担

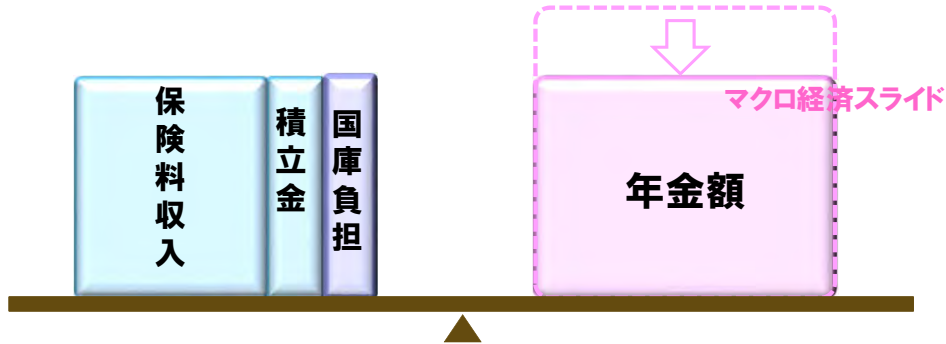
～高所得者の年金給付・  
年金課税の在り方の見直し～

- 老齢基礎年金は、老齢期の稼得能力喪失に対応する給付。
- 高所得者への基礎年金給付（現役世代からの仕送り）や、税負担の在り方を見直し、現役世代や将来世代の負担軽減に充てるべきではないか。

# 平成16年改正後の年金制度における支給開始年齢引上げの効果

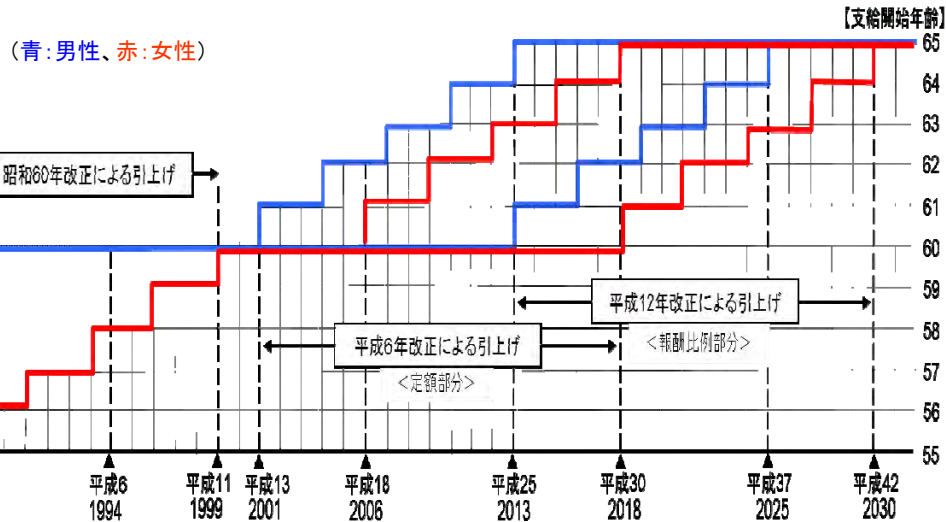
- 現在、厚生年金の支給開始年齢は、2025年にかけて、60歳から65歳へと段階的に引き上げられているところ。
- 給付と負担が長期的にバランスするよう、マクロ経済スライドにより自動的に給付額が調整されていく平成16年改正以降の年金制度の下では、ある世代における給付財源の節約は後世代（将来世代）の支給水準の向上につながる。

## ◆平成16年改正後の年金財政フレーム



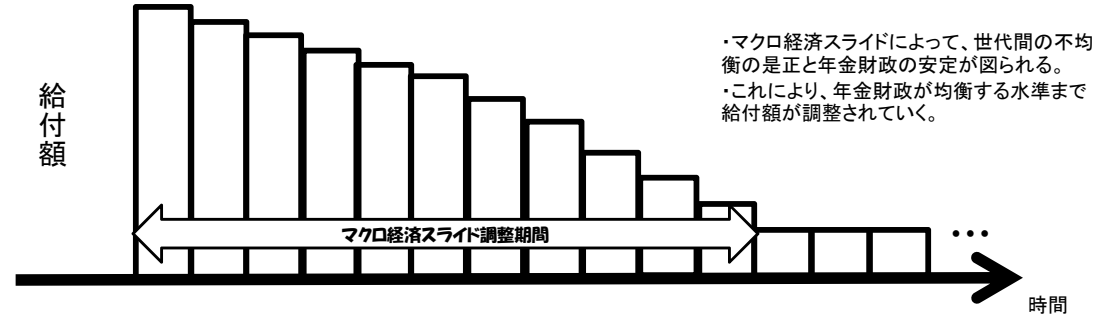
保険料率の上限を固定することにより、まず収入側を固定し、その財源の範囲内に収まるように給付水準を調整する仕組み（マクロ経済スライド）を導入

## ◆現行の支給開始年齢引上げスケジュール（厚生年金）

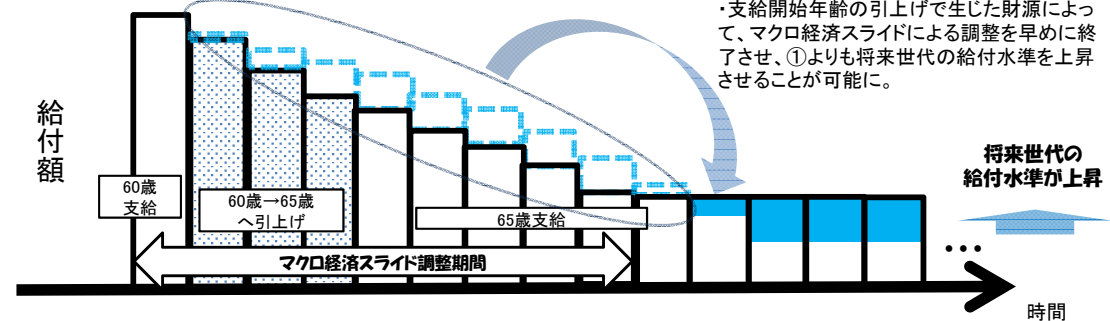


## ◆支給開始年齢を上げた場合の世代ごとの受給総額の変化（イメージ）

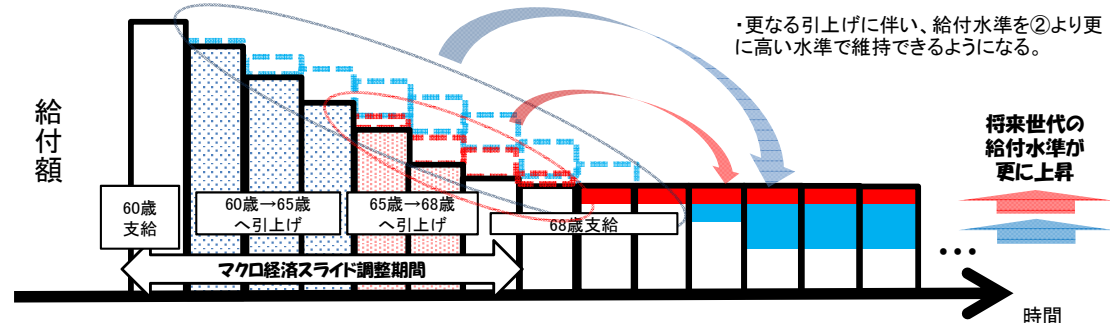
### ① 仮に支給開始年齢の引上げを行わなかった場合



### ② 現行の支給開始年齢の引上げ（60歳→65歳）



### ③ 支給開始年齢を更に引き上げた場合（例：65歳→68歳）



（注）マクロ経済スライド調整が早期に終了することによる給付水準上昇の恩恵は、実際には、将来世代だけでなく、その時点で受給している世代全てに及ぶが、その後の受給期間（平均余命）の差から、将来世代への裨益が大きい。

# 「人生100年時代」の年金受給の在り方と支給開始年齢の引上げ

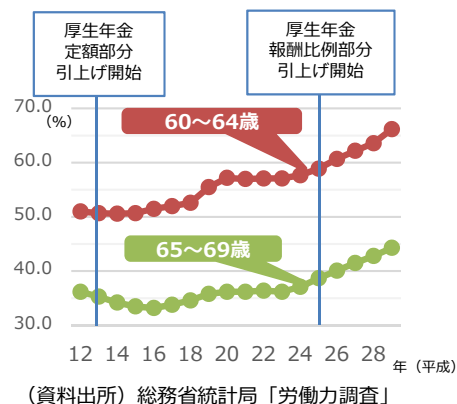
- 今後、いわゆる「人生100年時代」を迎えていく中、
    - ・ マクロ経済スライドが、これまではデフレ下で十分に機能を発揮してこなかった結果、年金財政を維持するための給付調整の影響が後世代（将来世代）に偏ってきていること
    - ・ 平均寿命は伸び、働く意欲のある高齢者が増加するとともに、実際にその就業率も上昇していること
    - ・ 支給開始年齢の引上げは高齢就労を促進する側面があること
    - ・ 高齢就労が促進され、保険料収入が増えれば、将来の年金給付水準の維持・向上にもつながること
- を踏まえれば、後世代の給付水準の確保や高齢就労の促進、年金制度の維持・充実といった観点から、支給開始年齢の引上げを検討していくべきではないか。

## ◆平均寿命と支給開始年齢

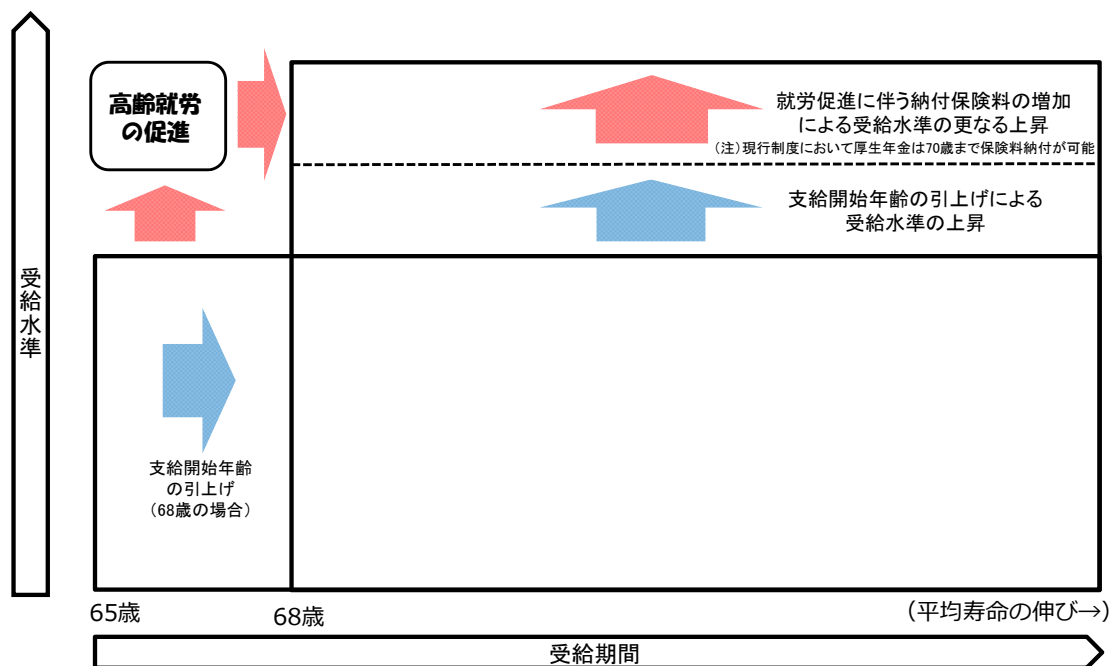
|                 | 男性の場合       |                    |                |
|-----------------|-------------|--------------------|----------------|
|                 | 平均寿命<br>(A) | 支給開始年齢<br>(B)      | 差<br>(A)-(B)   |
| 1961年<br>国民年金創設 | 66.0年       | 国年: 65歳<br>厚年: 57歳 | +1.0年<br>+9.0年 |
| 2030年           | 82.4年       | 国年: 65歳<br>厚年: 65歳 | +17.4年         |
| 2050年           | 84.0年       | 国年: 65歳<br>厚年: 65歳 | +19.0年         |

(出典)「日本の将来推計人口(平成29年推計)」  
(国立社会保障・人口問題研究所)の死亡中位ケース

## ◆就業率の推移

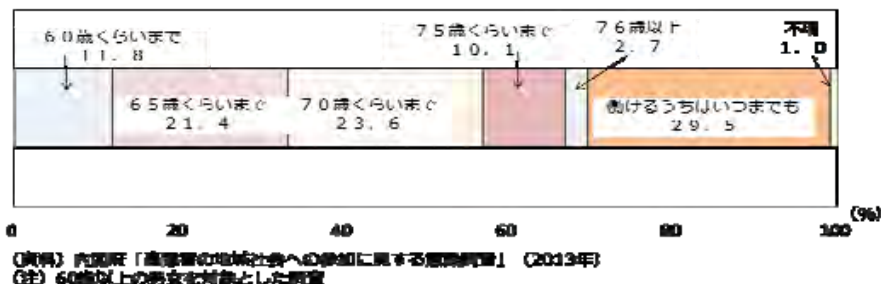


## ◆支給開始年齢の引上げによる受給水準の充実（イメージ）



(注) 年金給付総額への影響を模式的に示したものであり、個々の受給者の受給額への影響を示したものではない。

## ◆就労希望年齢（いつまで働きたいか）



## 【改革の具体的な方向性】（案）

- 支給開始年齢の引上げは、個人の人生設計や企業における雇用の在り方など大きな影響を与えるものであることから、十分に準備期間を設けて実施していく必要。
- 具体的には、現在、男性は2025年まで、女性は2030年までをかけて、65歳までの引上げを行っているところだが、2035年以降、団塊ジュニア世代が65歳になることなどを踏まえ、それまでに支給開始年齢を更に引き上げていくべきではないか。



# 高所得者への年金給付等の在り方の見直し

- 老齢基礎年金は、老齢期における稼得能力の喪失に対応するためのものであり、その財源の1/2は国庫負担である。
- 高所得者に係る基礎年金給付については、社会保障・税の一体改革において、世代間の公平性の観点等から、その国庫負担相当分の支給を停止する制度が提案され、今後検討の上で、必要な措置を講ずるものとされている。

## ＜社会保障・税一体改革の政府原案に当初盛り込まれた改正案＞ 【3党協議の過程で検討事項とされた】

- 低所得者等への加算の導入と合わせて、世代内及び世代間の公平を図る観点から、高所得の基礎年金受給者の老齢基礎年金額について、国庫負担相当額を対象とした支給停止を行う(税制抜本改革の施行時期にあわせて施行(2015(H27)年10月))。
- 老齢基礎年金受給者について、所得550万円(年収850万円相当)を超える場合に、老齢基礎年金額の一部の支給停止を開始し、所得950万円(年収1300万円相当)以上の者については、老齢基礎年金額の半額(最大3.2万円)を支給停止する。

(注) 所得550万円(年収850万円)：標準報酬の上位約10%に当たる収入(老齢年金受給者のうち、上位約0.9%に当たる年収)  
所得950万円(年収1300万円)：標準報酬の上位約2%に当たる収入(老齢年金受給者のうち、上位約0.3%に当たる年収)

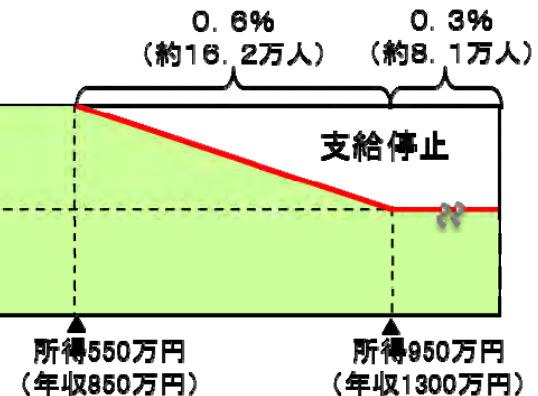
### (支給停止のイメージ)

#### 老齢基礎年金

6.4万円  
(満額)

3.2万円  
(満額の場合の国庫負担相当額)

所得550万円未満の者(老齢年金受給者の約99%)については、支給停止は行わない。



### ＜検討規定＞

- 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(平成25年12月13日法律第112号)

#### 第六条

2 政府は、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、次に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

#### 四 高所得者の年金給付の在り方及び公的年金等控除を含めた年金課税の在り方の見直し

### 【改革の方向性】(案)

- 国庫や年金財政の支え手が減少していく中、「年齢」ではなく「能力」に応じた給付と負担にしていく観点等から、
  - ・ 現役世代と比べて遜色のない所得のある一定の高齢者に係る基礎年金の国庫負担相当分の給付停止や、年金課税の見直しについて検討し、
  - ・ 今後高齢化に伴い増加していく国庫への負担を軽減する措置の実施につなげるべきではないか。